

# 三納地域づくり協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三納地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民相互の協力と連携及び行政と協働することにより、地域住民自らが地域住民のための住みよい地域社会を築くことを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域（以下「地域」という。）は、三納小学校区の区域内とする。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、三納地区館内に置く。

(活動)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 企画・広報活動
- (2) 青少年育成活動
- (3) 公民館支援活動
- (4) 健康・福祉活動
- (5) 安全・防災活動
- (6) 環境整備活動
- (7) 産業振興活動
- (8) スポーツ・レクリエーション活動
- (9) ふるさと伝承活動
- (10) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次の者をもって組織する。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域の組織（消防団等）、地域に住所を置く事業所の職員及び団体の構成員
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 実行部長 各1名

(4) 監事 2名

2 役員は推薦委員会（実行部長については、第15条第4項の規定により部の互選）で選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 実行部長は、部を総括する。また、部員の意見を集約し、役員会に提議するとともに、役員会の審議内容を部に報告する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、会長職は、再任は1回とする。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の起算は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(任期の特例)

第9条の2 役員が任期満了した場合においても後任者が承認されるまでの間前条の規定にかかわらず、在職するものとする。この場合において、後任者の任期満了日は、前条第3項に定めるとおりとする。

(事務局)

第10条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、会長の指揮を受け、協議会の事務を総括する。

3 事務局に若干名の事務局員を置くことができる。

4 事務局長及び事務局員は会長が任命する。

### 第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、及び実行部会とする。

(会議の開催及び運営)

第12条 前条の総会、役員会は会長が招集し、実行部会は部長が招集する。

また、会議は各会議の構成員の過半数以上の出席（委任状を含む。）で成立する。

2 会議は公開を原則として、会議議題等は事前に周知する。

3 議決は出席者の過半数の同意を要する。

(総会)

第13条 総会は、会員の代議員をもって構成する。

2 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時会を開催する。

3 代議員の選出基準については、別に定める。

4 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画・事業報告に関する事項

- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 規約の改廃等に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

(総会の書面決議)

第 14 条 会長は、招集するいとまがない等特別な事情があると認めたときは、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる書面表決書により行う。書面表決書の未提出及び白紙提出は、賛成に含むものとする。

(役員会)

第 15 条 役員会は、監事を除く役員、区長会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会の代表で構成し、運営委員会で決定した事項とその事務を行う。

- 2 役員会は、必要に応じて実行部副部長等を含めて拡大役員会を開催することができる。
- 3 役員会は、次の事項について協議する。

- (1) 協議会の運営に関する事項
- (2) 年間事業計画の策定に関する事項
- (3) 予算・決算の作成及び予算の更正に関する事項
- (4) 規約の改廃及び規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 部活動の支援及び助言に関する事項
- (6) 行政機関等に関する案件の処理及び実行を促進する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(実行部)

第 16 条 実行部は別表に掲げる部で構成し、地域で必要な活動方針を計画し、総会に提案する。地区や各種団体と協力し、地域住民とともに活動を行う。

- 2 部員は、会員の中から本人の希望か会長の指名で決定する。
- 3 実行部には、正副部長と幹事を若干名置く。
- 4 正副部長と幹事は、部会員の互選で選出する。
- 5 正副部長と幹事で幹事会を構成し、部の活動計画を作成する。

(部間の調整)

第 17 条 実行部間の調整は、役員会で行う。

## 第4章 財務

(経費)

第 18 条 協議会の運営に要する経費は、交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 19 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第5章 雜則

### (規約の変更)

第 20 条 この規約を変更するには、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならぬ。

### (解散)

第 21 条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会出席者の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

### (委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 11 月 6 日から施行する。
- 2 設立年度の役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 19 条の会費については、平成 20 年度会計から適用する。
- 4 平成 19 年度の会計年度は、第 20 条の規定にかかわらず施行の日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 規約改正

- 1 この規約は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 26 年 4 月 14 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。
- 7 この規約は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。
- 8 この規約は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 9 この規約は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

別表1（第13条関係）

代議員の数は、以下のとおりとする。

- ・ 区長会 7名
- ・ 自治公民館連絡協議会 3名
- ・ 三納地区民生児童委員協議会 3名
- ・ 交通安全協会三納支部 1名
- ・ 交通安全協会平郡支部 1名
- ・ 消防団三納分団 1名
- ・ 三納小中学校 1名
- ・ 三納小中学校 P T A 1名
- ・ 札の元保育園 1名
- ・ 札の元保育園父母の会 1名
- ・ 高齢者クラブ 1名
- ・ J A青年部 1名
- ・ J A壮年部 1名
- ・ J A女性部 1名
- ・ 食生活改善推進委員会 1名
- ・ その他会長が必要と認める者 若干名

団体代表が、協議会役員の場合は、役員を除き、代表者を委嘱する。

別表2（第16条関係）

- ・ 広報部
- ・ 三納っ子育成部
- ・ 健康福祉部
- ・ 安全・防災部
- ・ 環境整備部